

まとまりのある都市づくりに向けた取組(素案)について Q&A

Q.市街化調整区域とは何ですか？

A.市街化調整区域とは市街化を抑制する区域であり、農業施設や公益施設などを除き、原則として建築物を建築することができません。

Q.都市計画法第 34 条第 11 号の規定により、条例区域内で建てられるものは何ですか？

A.自己の居住の用に供する専用住宅及び兼用住宅(第一種低層住居専用地域内で建築可能な兼用住宅)のみです。

Q.条例区域外になると、新たに建築ができなくなるのですか？

A.分家住宅等、他の許可基準に該当すれば建築できます。詳しくは建築指導課にご確認ください。

Q.条例区域外になると、建替えができなくなるのですか？

A.用途が同一の建築物で他の許可基準に該当すれば、建替えを行うことが可能です。詳しくは建築指導課にご確認ください。

Q.条例区域はいつから図面により明示されますか？

A.令和 8 年 4 月を予定しています。

Q.既存集落の定義は何ですか？

A. 概ね 50 戸以上の建物が概ね 50m 以内の間隔で連たん(建物が連なって建っていること)する地域のことです。工業専用地域以外の市街化区域にまたがって連坦する場合があります。